

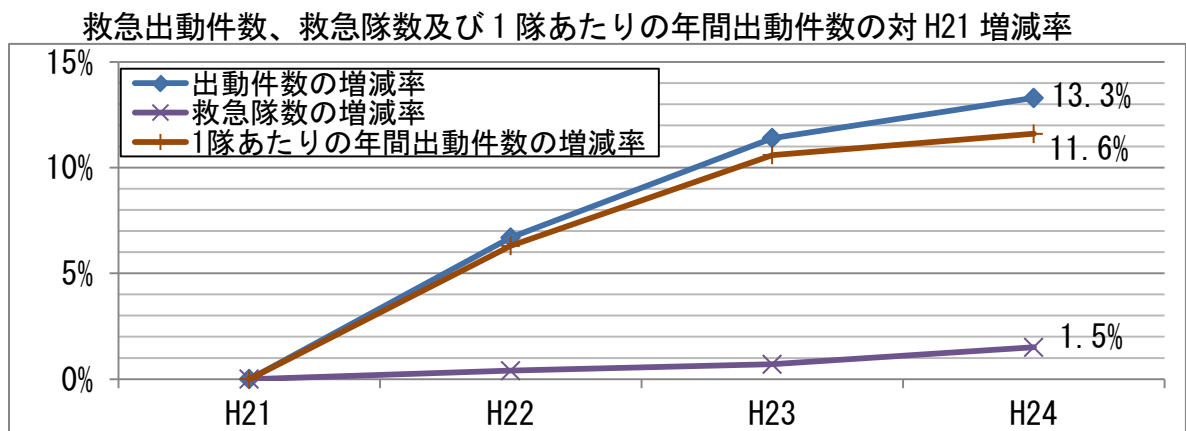
## 第 30 条 救急隊の隊員

### 1 現行の指針

救急自動車に搭乗する救急隊員の数は、救急自動車 1 台につき 3 人とされている。  
(※ 救急隊員の交替要員に関する規定はない。)

### 2 現状と課題

- 救急出動件数の増加に伴い、救急隊 1 隊あたりの出動件数が増加するとともに、救急 1 件あたりの活動時間も、年々長くなってきている。



※ 出典「平成 25 年版消防白書」

- これに伴い、救急隊員の時間外勤務の恒常化が見受けられることから、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から適正な労務管理の徹底が求められている。
- 上記を踏まえ、消防庁では、出動件数、時間外勤務時間、走行距離等、客観的に把握管理できる指標を活用した一定の基準を設け、救急隊員の活動実績が当該基準を上回った時点で救急隊員の交替、休憩の付与を行うといった対応などについて検討するよう「救急隊員の適正な労務管理の確保に係る検討について」（平成 17 年 10 月 7 日付け消防消第 205 号消防救第 239 号）により通知

### 3 対応策・考え方

2 の通知の趣旨を踏まえ、救急隊員の交替要員について指針に規定することによって、救急隊員の適正な労務管理の確保を図っていく。

#### 4 条文のイメージ

現 行	改正案
<p>(救急隊の隊員)</p> <p>第30条 救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急自動車1台につき3人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗しているときは、救急自動車1台につき2人とすることができる。</p> <p>2 救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急用航空機1機につき2人とする。</p> <p><u>3</u> 第1項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人は、消防司令補又は消防士長とするものとする。</p> <p><u>4</u> 第1項の規定による救急自動車及び第2項の規定による救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人以上は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第3条に基づき救急救命士の免許を受けている者とするものとする。</p>	<p>(救急隊の隊員)</p> <p>第30条 救急自動車に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急自動車1台につき3人とする。ただし、傷病者を一の医療機関から他の医療機関へ搬送する場合であって、これらの医療機関に勤務する医師、看護師、准看護師又は救急救命士が救急自動車に同乗しているときは、救急自動車1台につき2人とすることができる。</p> <p>2 救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員の数は、救急用航空機1機につき2人とする。</p> <p><u>3</u> <u>第1項に規定する救急隊の隊員の交替要員を地域における救急出動件数及び救急活動時間等の実情に応じて配置するものとする。</u></p> <p><u>4</u> 第1項の規定による救急自動車に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人は、消防司令補又は消防士長とするものとする。</p> <p><u>5</u> 第1項の規定による救急自動車及び第2項の規定による救急用航空機に搭乗する救急隊の隊員のうち、1人以上は、救急救命士法（平成3年法律第36号）第3条に基づき救急救命士の免許を受けている者とするものとする。</p>

消防消第205号  
消防救第239号  
平成17年10月7日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁消防・救急課長

消防庁救急企画室長

救急隊員の適正な労務管理の確保に係る検討について（通知）

近年、救急出場件数が増加の一途をたどっており、それに伴い救急隊員の時間外勤務の恒常化が見受けられることから、救急隊員の心身の疲労回復、事故の防止等の観点から適正な労務管理の徹底が求められています。

こうした状況を踏まえ、消防庁においては、救急隊員の適正な労務管理の確保、ひいては救急業務の適正水準の確保に資するため、平成16年11月、管轄人口30万人以上の消防本部を対象に、救急出場件数の多い救急隊に係る労務管理の取組状況について調査を実施したところであり、これらの調査結果を分析するとともに、学識経験者及び消防関係者を交え、対応方策の検討を行ってきました。

今後、救急需要の多い地域を管轄する消防本部におかれましては、救急隊員の適正な労務管理の確保を図るため、地域の実情を踏まえ、下記に掲げる対応方策1から4までのいずれかについて検討していただくようお願いします。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合及び広域連合を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 組織体制の強化

救急出場件数の多い地域においては、当該地域における救急隊の増隊、救急隊が配置されていない分署や出張所への救急隊の配置、新たに開所する分署や出張所への救急隊の配置等、組織体制の強化について検討すること。

なお、救急隊の配置にあたっては、消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第15条に定める基準に基づき整備すること。

## 2 客観的な基準に基づく交替

出場件数、時間外勤務時間、走行距離等、客観的に把握管理できる指標を活用した一定の基準を設け、救急隊員の活動実績が当該基準を上回った時点で救急隊員の交替、休憩の付与を行うといった対応について検討すること。

なお、上記の調査においては、救急出場件数が1当務で10件、深夜の勤務が連続4時間、機関員については走行距離が100キロメートルという基準を設けている本部もあったので、別添資料に示すこれらの例も参考にしつつ、本部の実情を踏まえた基準について検討すること。

## 3 勤務形態の工夫

消防職員の交替制勤務の多くは二部制、三部制といった、24時間交替制勤務の形態を採用しているが、深夜の休憩時間帯（仮眠時間）に時間外勤務が多く発生し、その結果、十分な休憩（仮眠）が確保されていない本部も見受けられる。

このような状況を踏まえ、現在の勤務形態に代えて、時間外勤務の抑制又は拘束時間の短縮に資する勤務形態として、別添資料に示す①昼夜週休3交替制勤務、②8時間4交替制勤務、③30日間を単位とした交替制勤務などを参考にしつつ検討すること。

なお、この場合にあっては、当該勤務形態を、例えば、救急需要の多い一部の救急隊にのみ適用するなど、適用範囲を限定する取扱いも可能であること。

## 4 昼間帯における再任用職員等の活用

交替制勤務において、救急出場の多い昼間の時間帯に再任用職員、任期付短時間勤務職員を部隊要員として活用することについて検討すること。

担当：消防庁消防・救急課職員第一係  
佐々木・織田 TEL 03-5253-7522

なお、後日消防庁から「救急業務の適正水準確保のための組織体制のあり方及び消防の再任用制度のあり方に関する意見交換会 意見交換結果」を送付しますので、併せて参照願います。